

自動車事故対策費補助金交付要綱実施要領

(自動車事故医療体制整備事業 (在宅生活支援環境整備事業))

(通則)

第1条 自動車事故医療体制整備事業（在宅生活支援環境整備事業）に係る補助金（以下「本補助金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、自動車事故対策費補助金交付要綱に規定するもののほか、この実施要領の定めるところによる。

(本補助金の交付対象)

第2条 本補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する「障害者支援施設」又は同条第17項に規定する「共同生活援助」を行う事業所（以下「障害者支援施設等」という。）であって、次に掲げる要件を満たすもの（以下「補助対象事業者」という。）を交付対象とする。

- 一 補助を受けようとする国の会計年度に、自動車事故により重度の後遺障害を負った在宅重度後遺障害者（独立行政法人自動車事故対策機構の行う介護料の支給に係る受給資格を有する者又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第1第2級以上に該当する者をいう。以下同じ。）を受け入れた実績、又は受け入れる具体的な見込みがあること。
- 二 事業を効率的かつ確実に実施することができる障害者支援施設等であること。
- 三 人材確保等経費のうち在宅重度後遺障害者の受け入れに関する職員の雇用に関する経費（以下「人材雇用費」という。）の申請をしようとする場合にあっては、次に掲げる要件を満たす障害者支援施設等であること。
 - イ 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる法令に定める従業員の員数（以下「人員配置基準」という。）を超えた員数の下欄に掲げる区分の従業員を置いて事業を行っていること。

共同生活援助	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、	世話人 生活支援員
--------	--	--------------

	設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービスの事業等基準省令」という。）	
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設等基準省令」という。）	看護職員 理学療法士又は作業療法士 生活支援員

ロ 看護師を置いていること又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定による登録を受けていること若しくは補助対象となる国の会計年度中に当該登録を受ける具体的な見込みのある者であること。

（補助対象経費）

第3条 入所施設支援費の対象となる介護器具・用具等及び補助対象事業の範囲等は、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- 一 障害者支援施設等に入所中又は今後入所見込みの在宅重度後遺障害者の生活の質の向上に資するものであること。
- 二 在宅重度後遺障害者を受け入れるため、新たに必要となる介護器具・用具等であること。
- 三 既に同類の介護器具・用具等を本補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）において保有している場合にあっては、以下のいずれ

かの要件を満たすものであること。

イ 既存の介護器具・用具等の減価償却期間が経過したことに伴い、これらを更新する場合にあっては、在宅重度後遺障害者を受け入れるため、当該介護器具・用具等の質の向上が必要であること。

ロ 既存の介護器具・用具等と同類の介護器具・用具等を増設する場合にあっては、在宅重度後遺障害者を受け入れるため、当該介護器具・用具等の数量の増加が必要であること。

四 原則として、単一取得価格（複数の介護器具・用具等が一体的に使用される場合にあつては、その合計取得価格）が10万円以上であり、かつ、資産として認められるものであること。

五 同類の介護器具・用具等の導入に係る申請にあっては、従前に申請者が本補助金（人材確保等経費を除く。）の交付を受けていないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りではない。

イ 第3号イ又はロのいずれかの要件を満たす場合

ロ 本補助金の交付を受けて導入した当該介護器具・用具等について、自動車事故対策費補助金交付要綱第15条の規定に基づき定められた財産処分制限期間を経過している場合（当該介護器具・用具等を同類のものに更新する場合に限る。）

六 介護器具・用具等の設置工事費用及び搬入費用が含まれていないこと。

2 人材確保等経費の対象となる補助対象事業の範囲については、次のとおりとする。

一 人材雇用費であつて、次に掲げる区分に応じてそれぞれの中欄に掲げる規定に定める常勤換算方式により算定した当該障害者支援施設等における下欄に掲げる区分の従業員の員数から当該障害者支援施設等における人員配置基準を満たすために必要となる当該従業員の員数を減じた当該従業員（障害者支援施設にあっては看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び生活支援員に限る。）の雇用に係る経費

共同生活援助	指定障害福祉サービスの事業等基準省令第2条第16号	世話人 生活支援員
--------	---------------------------	--------------

障害者支援施設	指定障害者支援施設等 基準省令第2条第15項	生活支援員等（厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）第2号口に規定するものをいう。）
---------	---------------------------	--

二 在宅重度後遺障害者の受け入れに関する介護の知識・技術等の向上を図るための研修、講演会等の参加に係る経費（以下「研修等経費」という。）

（補助率及び補助限度額並びに交付申請の打ち切り）

第4条 補助率及び補助限度額については、次のとおりとする。

一 入所施設支援費にあつては、次に掲げる介護器具・用具等の使用状況の区分に応じて設定する補助率とし、1 障害者支援施設等につき400万円を補助限度額とする。

イ 在宅重度後遺障害者の使用割合が75パーセントを超える場合 定額

ロ 在宅重度後遺障害者の使用割合が50パーセントを超え、75パーセント以下の場合 3/4

ハ 在宅重度後遺障害者の使用割合が25パーセントを超え、50パーセント以下の場合 1/2

ニ 在宅重度後遺障害者の使用割合が0パーセントを超え、25パーセント以下の場合 1/4

二 人材確保等経費のうち人材雇用費の補助率は、次に掲げる障害者支援施設等の施設入所支援又は共同生活援助を利用している者のうち、在宅重度後遺障害者の占める障害程度区分等を勘案した割合に応じて設定するものとする。

イ 在宅重度後遺障害者の割合が75パーセントを超える場合 定額

ロ 在宅重度後遺障害者の割合が50パーセントを超え、75パーセント以下の場合 3/4

ハ 在宅重度後遺障害者の割合が25パーセントを超え、50パーセント以下の場合 1/2

ニ 在宅重度後遺障害者の割合が0パーセントを超え、25パーセント以下の場合 1/4

三 人材確保等経費のうち人材雇用費の補助限度額は、第3条第2項第1号の規定による補助対象事業の範囲に該当する看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び生活支援員（共同生活援助にあつては、世話人を含む。）の員数に、当該員数1名あたり月額30万円（年額360万円）を乗じた額を補助限度額とする。

四 人材確保等経費における研修等経費にあつては、補助率を定額とし、当該年度の予算の範囲内で補助する。

五 前4号の規定にかかわらず、本補助金の交付状況等により、補助率若しくは補助限度額の変更又は交付申請の打ち切りを行うことがある。

（自動車事故対策費補助金交付申請書兼実績報告書）

第5条 自動車事故対策費補助金交付申請書兼実績報告書の記載事項は、次のとおりとする。

一 「補助対象事業の内容」の欄には、「別紙 年度自動車事故医療体制整備事業（在宅生活支援環境整備事業）実施・経費報告書兼収支予算書のとおり」と記入すること。

二 「補助対象経費」の欄には、「別紙 年度自動車事故医療体制整備事業（在宅生活支援環境整備事業）実施・経費報告書兼収支予算書のとおり」と記入すること。

三 「補助金交付申請額」の欄には、別紙の補助金申請額の合計額（二重線の部分の金額）を記入すること。

2 「添付書類（4）その他補助金の交付に関して参考となる書類」として、実施した補助対象事業の費目（費目：（1）入所施設支援費、（2）人材確保等経費（研修等経費））ごとに次の各号に掲げる書類（第3号ロからトまでに掲げる書類にあつては、消費税（地方消費税を含む。）の取扱いを明らかにしたものに限り）を添付すること。ただし、第3号トからリまでに掲げる書類は、申請日時点において未払いである場合、支払後速やかに提出することをもって足りることとする。

一 自動車事故医療体制整備事業（在宅生活支援環境整備事業）実施・経費報告書兼収支予算書

二 補助対象となる障害者支援施設等における在宅重度後遺障害者の入居状況がわかる書類

三 入所施設支援費にあつては、次に掲げる書類

- イ 当該介護器具・用具等のカタログ・パンフレット（写）
- ロ 当該介護器具・用具等の導入に係る見積書（写）
- ハ 売買契約書（写）
- ニ 納品書（写）
- ホ 検収調書（写）
- ヘ 請求書（写）
- ト 領収書（写）
- チ 当該介護器具・用具等の導入に係る経費を預貯金口座等から支出したことを証する通帳（写）又は振込証明書（写）
- リ チに掲げる書類により支出したことが明らかにならない場合にあつては、その理由を記載した書類
- ヌ 当該介護器具・用具等の写真（国土交通省所定のステッカー（又は同等のもの）が貼付されていることが明確にわかるもの。）
- ル 当該介護器具・用具等の在宅重度後遺障害者による使用状況（使用見込みを含む。）及び在宅重度後遺障害者以外の者による使用状況（使用見込みを含む。）を証する書類
- ヲ 当該介護器具・用具等を導入した理由（既に同類の介護器具・用具等を補助対象事業者において保有しているため、更新又は増設に当たる場合にあつては、その理由を含む。）及び具体的な使用方法を明記した説明書
- ワ 既に同類の介護器具・用具等を補助対象事業者において保有している場合にあつては、当該介護器具・用具等に類する既存の介護器具・用具等に係る固定資産台帳（写）

四 人材確保等経費のうち研修等経費にあつては、次に掲げる区分に応じて、それぞれ定める書類。ただし、イ（iii）、イ（iv）、ロ（iii）及びロ（iv）に掲げる書類は、申請時点において未払いである場合、支払後速やかにこれらの書類を提出することをもって足りることとする。

- イ 研修等への参加の場合
 - (i) 参加する研修等の概要、参加者、旅行行程、参加に要した旅費及び雑費の積算方法等を記載した「研修等への参加報告書」
 - (ii) 研修等への参加者に対する旅費及び雑費の支給に関する事実が証する書類

- (iii) 研修等への参加等に係る経費を預貯金口座等から支出したことを証する通帳（写）又は振込証明書（写）
 - (iv) (iii) に掲げる書類により支出したことが明らかでない場合にあつては、その理由を記載した書類
- ロ 研修等を補助対象事業者において主催する場合
- (i) 主催した研修等の概要、講師派遣への謝金並びに講師派遣に要した旅費及び雑費の積算方法等を記載した「研修等主催報告書」
 - (ii) 講師に対する旅費及び雑費の支給に関する事実を証する書類
 - (iii) 研修等の主催に係る経費を預貯金口座等から支出したことを証する通帳（写）又は振込証明書（写）
 - (iv) (iii) に掲げる書類により支出したことが明らかでない場合にあつては、その理由を記載した書類

（自動車事故対策費補助金交付申請書）

第6条 自動車事故対策費補助金交付申請書の記載事項は、次のとおりとする。

- 一 「補助対象事業の内容」の欄には、「別紙 年度自動車事故医療体制整備事業（在宅生活支援環境整備事業）計画・経費所要額調書兼収支予算書のとおり」と記入すること。
 - 二 「補助対象経費」の欄には、「別紙 年度自動車事故医療体制整備事業（在宅生活支援環境整備事業）計画・経費所要額調書兼収支予算書のとおり」と記入すること。
 - 三 「補助金交付申請額」の欄には、別紙の補助金申請額の合計額（二重線の部分の金額）を記入すること。
- 2 「添付書類（4）その他補助金の交付に関して参考となる書類」として、補助対象事業の費目（費目：（1）入所施設支援費、（2）人材確保等経費（細目：①人材雇用費、②研修等経費））ごとに次の各号に掲げる書類を添付することとする。ただし、第2号に掲げる書類は、本補助金に係る交付申請を国の会計年度の同一年度内に初めて行う場合に限る。
- 一 自動車事故医療体制整備事業（在宅生活支援環境整備事業）計画・経費所要額調書兼収支予算書
 - 二 第5条第2項第2号に掲げる書類
 - 三 入所施設支援費にあつては、第5条第2項第3号イ、ロ及びルからワまでに

掲げる書類（第5条第2項第3号イに掲げる書類にあつては、消費税（地方消費税を含む。）の取扱いを明らかにしたものに限る。）

四 人材確保等経費のうち人材雇用費にあつては、次に掲げる書類

イ 職員名簿

ロ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表その他補助対象となる障害者支援施設等における介護給付費等の算定に係る体制等状況がわかる書類

ハ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表その他補助対象となる障害者支援施設等における看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び生活支援員（共同生活援助にあつては、世話人を含む。以下この号において同じ。）の常勤換算方式による員数及び当該障害者支援施設等における人員配置基準を満たすために必要となる看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び生活支援員の常勤換算方式による員数を明らかにした書類

ニ 介護給付費等の算定に係る体制に係る次に掲げる届出書（補助対象となる障害者支援施設等において算定しているものに限る。）

（i）人員配置体制加算に関する届出書

（ii）福祉専門職員配置等加算に関する届出書

（iii）重度障害者支援体制加算に関する届出書

（iv）夜勤職員配置体制加算に関する届出書

（v）夜間支援等体制加算に関する届出書

（vi）夜勤職員加配加算に関する届出書

ホ 看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び生活支援員に係る給与明細書及び当該給与明細書に基づき算出したこれらの者に係る各月における平均給与額を明らかにした書類

ヘ 補助対象となる障害者支援施設等における在宅重度後遺障害者の入居状況がわかる書類

ト 看護師を置いていることを明らかにした書類又は社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の規定による登録を受けていることを証する書類若しくは補助対象となる国の会計年度中に当該登録を受ける具体的な見込みのある者であることを証する書類

五 人材確保等経費のうち研修等経費にあつては、次に掲げる区分に応じてそれぞれ定める書類

イ 研修等への参加の場合 参加する研修等の概要、参加者、旅行行程、参加

に要する旅費及び雑費の積算方法等を記載した「研修等への参加計画書」
ロ 研修等を補助対象事業者における主催する場合 主催した研修等の概要、
講師派遣への謝金並びに講師派遣に要する旅費及び雑費の積算方法等を記載
した「研修等主催計画書」

(補助対象事業実績報告書)

第7条 補助対象事業実績報告書の記載事項は、次のとおりとする。

- 一 「補助対象経費」の欄には、「別紙 年度自動車事故医療体制整備事業（在宅生活支援環境整備事業）実施・経費報告書のとおり」と記入すること。
 - 二 「補助金充当予定額」の欄には、別紙の補助金予定額の合計額（二重線の部分の金額）を記載すること。
 - 三 「完了した補助対象事業の概要」の欄には、「別紙 年度自動車事故医療体制整備事業（在宅生活支援環境整備事業）実施・経費報告書のとおり」と記入すること。
- 2 「その他参考となる事項」として、実施した補助対象事業の費目（費目：（1）入所施設支援費、（2）人材確保等経費（細目：①人材雇用費、②研修等経費））ごとに次の各号に掲げる書類を添付することとする。ただし、第6条第2項の規定により自動車事故対策費補助金交付申請書に添付した書類にあっては、当該書類について変更があった場合に限る。
- 一 自動車事故医療体制整備事業（在宅生活支援環境整備事業）実施・経費報告書
 - 二 入所施設支援費にあっては、第5条第2項第3号ハからルまでに掲げる書類（同号ハからトまでに掲げる書類にあっては、消費税（地方消費税を含む。）の取扱いを明らかにしたものに限る。）
 - 三 人材確保等経費のうち人材雇用費にあっては、第6条第2項第4号に掲げる書類のうち、同号の規定に基づき自動車事故対策費補助金交付申請書に添付した書類から変更があったもの及び未提出であったもの
 - 四 人材確保等経費のうち研修等経費にあっては、次に掲げる区分に応じて、それぞれ定める書類（ただし、イ及びロで添付することを求める書類のうち、第5条第2項第6号イ（iii）、イ（iv）、ロ（iii）及びロ（iv）に掲げる書類は、補助対象事業実績報告書を提出する時点において未払いである場合、支払後速

やかにこれらの書類を提出することをもって足りることとする。)

イ 研修等への参加の場合 第5条第2項第6号イに掲げる書類

ロ 研修等を補助対象事業者において主催する場合 第5条第2項第6号ロに掲げる書類

(研修等経費に係る積算方法)

第8条 第5条第2項第6号イ(i)及びロ(i)、第6条第2項第5号イ及びロ並びに第7条第4号イ及びロの規定により提出する「研修への参加報告書」、「研修等主催報告書」、「研修への参加計画書」及び「研修等主催計画書」に記載する謝金、旅費及び雑費の積算方法については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)等の規定に準じて謝金、旅費及び雑費の積算を行うものとする。

(支給の制限)

第9条 国、地方公共団体、公益法人等から当該事業と同様の補助金を受けている場合については、本補助金の補助対象外とする。